

選定基準別提案内容と事業実績の確認

資料1-3②

施設名	大磯港
指定管理者名	大磯町
指定期間	H31.4.1~R6.3.31
施設所管課	砂防海岸課（平塚土木事務所）

選定基準 大項目	評価項目		審査（評価）の視点 (C)	提案内容 (D)	指定期間 令和元年度の事業実績 (E)	所管課による課題分析等 (F)	事業実績の確認方法 (G)		
	選定基準中項目 (A)	小項目 (B)					実績報告書	現地※	その他
I サービスの向上	(1)	指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針 ①指定管理業務全般を通じた団体の総合的な考え方、運営方針 ②業務の一部を委託する場合の業務内容等	<ul style="list-style-type: none"> 大磯港活性化整備計画に位置づけられている飲食提供施設や農水産物等物品販売施設を含む賑わい交流施設の整備を行い、国土交通省の制度である「みなとオアシス」の登録を目指し、新たに賑わいを創出していく。 専門業者への委託により各種保守点検及び修繕等を行う。 職員による日常的な施設内の巡回や清掃業務等の実施により異常箇所や修繕箇所の早期発見に努め、適正な維持管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 大磯港賑わい交流施設の整備を行っている。 高圧電線設備等の保安管理の委託や、公衆トイレの清掃管理の委託管理など適切に行っている。 災害時等における緊急作動の支障にならないように職員による防潮門扉の作動確認及び清掃を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も施設及び設備の適切な維持管理や賑わいの創出に取り組むことが望まれる。 	○	○	
	(2)	施設の維持管理	(1)利用承認業務 (2)維持管理業務 (3)利用調整業務	<ul style="list-style-type: none"> (1) 利用承認等の業務についての実施方針（収入証紙販売業務を含む） (2) 清掃業務、巡視業務、保守点検業務、修繕等の維持管理業務についての実施方針 (3) 業態の異なる複数事業者間（骨材事業者、漁業者等）の中立・公平な利用調整・指導等についての実施方針 	<ul style="list-style-type: none"> 条例、規則、利用上の取り扱い等を遵守し、港湾関係諸法令を熟読することにより、中立性を保ちながら一部の利用者が不利益になることのないよう公正に、また、行政という立場からも承認に当たっての承認条件等の書面における指導も行い、業務引継時や事業年度更新時においては特に遅延なく利用承認業務等の適正な実施が行えるように体制を整備する。 駐車場料金の管理は、釣銭不足が発生しないように注意し、補充の必要が生じた場合は、速やかに対応するとともに、収支データの確認、月集計との整合性を図り、厳重なチェック体制を整えて金額に誤差を生じないように管理する。 日祝日や夏季等混雑期には係員を配置して、空き駐車スペースへの誘導や入場規制などを行いながら混乱を防ぐ。 収入証紙の販売は、窓口にて、購入金額と収入証紙の金額を購入者と確認し、齟齬が生じないよう適切な対応を行う。また、収入証紙は金庫に保管し、紛失しないよう厳重に管理する。 日常において臨時職員が随時施設内を巡回するほか、清掃業務等の実施中においても港内に異常がないか気を配り、危険箇所や修繕箇所の把握に努め、早急に対応し、危険を伴うことが予想される場合には港内放送や掲示板を利用して啓発活動を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> 大磯港管理運営の事務を担う産業観光課みなと推進係を設置し、体制を整備し管理事務を執り行っている。 人員配置に基づき、平日及び土曜日は4~6人で管理業務を行い、5月の連休や8月のお盆の時期の日曜日・祝日は4人で勤務体制を施行。 駐車場管理においても機械整備を含む委託運営業務の締結し、駐車場自動料金精算システムを用いて集計を行っている。 収入証紙の販売運営に関して、適切な管理を実施。 臨時職員により、施設内の定期清掃や損傷箇所の補修等を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も駐車場料金や収入証紙の販売に伴う管理、施設内の清掃業務や保守点検及び来港者へ不快が生じないように除草、剪定を適切に行うことが望まれる。 	○	○

I サービスの向上	(3)	利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	(1) 利用促進のための取組 (2) 利用者への対応、利用料金	<p>(1) ①より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ②より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ③施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等</p> <p>(2) ①サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ②手話言語条例への対応 ③利用料金の設定、減免の考え方</p>	<p>○ 大磯町第四次総合計画後期基本計画においても、重点事業の一つとして、「大磯港みなとオアシス事業による交流の促進」を挙げ、大磯港周辺を国土交通省の「みなとオアシス」として登録し、その拠点として、大磯港に「賑わい交流施設」を整備することで、人や情報の交流、賑わいの創出、マチナカへの賑わいの拡大を目指す。</p> <p>○ 広報・PR活動は、大磯町ホームページの「大磯港」と「観光情報のイソタビドットコム」を中心に行い、必要に応じて町広報紙、地域情報紙及び日刊紙に情報提供を行う。 今後、賑わい交流施設を整備した際には、案内所を設け、大磯港及びその周辺地域の観光情報などを発信し、また、SNSなどを通じて広く情報を提供していく。</p> <p>○ 自主事業は、「管理事務所の屋上開放」、「元旦及びダイヤモンド富士による西防波堤遊歩道の開放時間延長」、「なぎさの祭典」、「漁業体験イベント」、「大磯市」を実施する。</p> <p>○ 骨材事業者と漁業者に対するアンケート、大磯サーフィン協会等と連携したサーファーへのアンケート、管理事務所に備え付けのアンケート、イベント時のアンケート、電話、卓話集会、町ホームページの目安箱などによってニーズ等を把握する。</p>	<p>○ 毎月第3日曜日の「大磯市（おいそいち）」を開催し、旬の魚や野菜だけでなく起業家のアンテナショップやアーティストの作品展のイベントにより多くの来場者があった。</p> <p>○ SNSやホームページ大磯町広報等により広くイベント等の周知を図っている。</p> <p>○ 自主事業を実施し、いずれもアンケートにより好評を得ている。</p> <p>○ 骨材事業者、漁業者、大磯サーフィン協会などにアンケートを実施し、ニーズ等の把握に努めている。</p>	<p>○ 今後も広報等による大磯港のイベントや開かれた港湾に向けた取り組みについて周知を執り行い、利用者のニーズ等を把握することに努めて、多くの来港者の満足度を向上させることが望まれる。</p>	○	○		
	(4)	事故防止等安全管理	(1) 事故防止等 (2) 災害・荒天時対応業務	<p>(1) ①通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ②事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ③急病人等が生じた場合の対応 ・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等</p> <p>(2) ①地震、津波等の災害時及び高潮、波浪等の異常気象時の利用者の避難誘導、県への協力等についての実施方針 ②災害時における緊急物資受入港としての対応方針</p>	<p>○ 利用者の安全を最優先と考え、職員により管理区域内を適宜巡視して危険箇所や修繕箇所の把握に努め、早急に対処し、立入禁止区域や防護柵等の管理を行い、危険を伴うことが予想される場合には、港内放送や掲示板を利用して啓発活動を徹底する。</p> <p>○ 事故等の緊急事態が発生した場合には、発生状況の確認をした中で、消防署や警察と連絡調整を行い、最新の情報を入手し、適切な処置を行うとともに、県への報告及び調整を迅速に行う。</p> <p>○ 津波等の災害時は、大磯港津波発生時行動マニュアルに基づき対応するとともに、マニュアルについては、順次改訂を実施する。</p> <p>○ 高波による防波堤越波による臨港道路等の通行止めが生じた場合には、臨港道路の車両通行止めに関する関係機関連絡系統フローにより、関係機関との情報共有を迅速かつ確実に連絡するとともに、大磯町建設協会と協力し、迅速に臨港道路等を通行止めとする。</p> <p>○ 災害・荒天時等については、状況に応じて港内施設の巡視強化や事務所に職員が詰めるなど、24時間の管理体制をとり、被害状況の把握に万全を期す。</p>	<p>○ 臨時職員による施設内の巡回や清掃業務等の実施中においても異常の有無の把握に努めている。</p> <p>○ 防犯面においては、警備専門業者の機械警備業務委託や地元警察署による巡回強化を依頼して周辺を含めた安全管理を実施。</p> <p>○ 令和元年9月及び10月の台風時に防波堤を超えて高波が打ち寄せたときは、臨港道路の閉鎖、西湘バイパスへの通航制限を実施。</p> <p>○ 港湾内に流入した土砂などの除去作業を迅速に行い、港湾施設利用者に支障がないように対応措置を実施した。</p>	<p>○ 今後も多岐にわたる安全管理業務において、委託業者や地域の関係者との連携を密にし、安定した業務を維持していくことが望まれる。</p>	○	○		
	(5)	地域と連携した魅力ある施設づくり	(1) 地域と連携した魅力ある施設づくり	<p>①地域や関係機関（団体等）との連携・協力の考え方 ②地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容</p>	<p>○ 町が事務局を務める「大磯港みなとまちづくり協議会」において、関係団体等と連携し、各種事業、意見交換等を行っていく。</p> <p>○ 大磯町又は近隣市町に事業所のある事業者へ業務を委託する。</p>	<p>○ 大磯港みなとまちづくり協議会を開催し、港内利用者、地元町内会など18団体で利用者のサービス向上につながる意見交換を行った。</p> <p>○ 大磯港に近い地域企業に管理業務委託などの業務を委託している。</p>	<p>○ 今後も事務局を務める大磯町を中心に関係団体との連携を図って事業を進めていくことが望まれる。</p>	○	○		

Ⅲ 団体の 業務遂 行能力	(6)	コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献	(1)コンプライアンス、社会貢献	<p>①指定管理業務を実施するために必要な団体の諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況 (労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む)</p> <p>②指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況</p> <p>③法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績</p> <p>④障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方</p> <p>⑤手話言語条例への対応</p> <p>⑥社会貢献活動等、社会的責任の考え方と実績</p>	<p>○ 備品等の購入については、再生紙、リサイクルトナーやグリーン購入法適合製品等を積極的に購入し、事務処理においては、出来る限りペーパーレス化を推進し、省資源化に努める。ビンや缶、ペットボトルについては分別の徹底を図る。使用電力の節約、排気ガスの排出抑制を図る。</p> <p>○ 「大磯町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」及び「大磯町職員対応要領に係る留意事項」を定めており、規定に従い、障がい者に対する配慮に努める。</p>	<p>○ 大磯町の人材育成基本方針に基づき、職員研修等に参加。</p> <p>○ 港湾管理者として知識を深めるための各団体が主催する研修会等にも参加。</p>	<p>○ 今後も積極的に研修を通じて船舶等に関する専門知識や技術の向上や人事異動による業務引継などで特に遅延なく利用承認業務等を適正に実施できることを望まれる。</p>	○	○		

※「事業実績の確認方法(G)」欄のうちの「現地」の欄は、「指定期間 令和元年度の事業実績 (E)」欄の実績を現地で確認したことを示すもの。